

JR 不採用事件の早期解決を求める意見書

昭和 62 年国鉄が分割・民営化され、J R 各社に移行し 22 年が経過しているが、その過程で発生した J R 不採用問題は今なお解決していない。

平成 15 年 12 月、最高裁は「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない。」との判断を示した。平成 17 年 9 月、東京地裁は、「採用候補者名簿作成過程で不法行為が存在した。」ことを認定した。

平成 18 年 11 月、I L O（国際労働機関）は、日本政府に対して、「不採用問題を満足する解決に到達させる観点から、I L O 援助の受入を真剣に検討するよう要請する。」との勧告を行っている。

問題発生から 22 年経過し、不採用のままとなっている当時の職員も高齢化しているため、人道的見地に立って速やかに現実的な問題解決を図ることが必要である。

よって、政府は、I L O 批准国として、I L O 勧告を真摯に受け止め、J R 不採用問題の早期解決に向けて一層努力されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日

笠間市議会議長 市村 博之

（意見書提出先）

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

国 土 交 通 大 臣